

やす

市議会だより

◎代表質問

各会派の代表が施政方針、教育方針を質す！

◎令和2年度予算成立！

予算常任委員会で慎重に審査



No.62

令和2年(2020年)5月

Contents 目次

●臨時会審議結果	P 2
●定例会審議結果	P 2
◎代表質問	P 6
●一般質問	P12
◎委員会報告	P16
●次回定例会予定	P20

令和2年第1回臨時会提出案件の審議結果

令和2年1月20日開会の第1回臨時会では、議案1件(補正予算)について審議しました。



賛否が分かれた案件 【○：賛成 ●：賛成しない】

※議長(岩井 智恵子 議員)は表決に加わりません。但し、可否同数の場合、議長が裁決します。

【市提出議案】

(議員名は議席番号順)

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷	山崎	長谷川	橋	坂口	岩井	津村	矢野	田中	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入
補正予算	議第1号	令和元年度野洲市病院事業会計補正予算(第3号) ・市民病院整備工事の入札不調に伴い、実施設計修正業務等を計上(54,000千円)	可決	○	○	○	○	○	-	○	○	○	●	○	○	○	○	○	●	●	●

令和2年第2回定例会提出案件の審議結果

令和2年2月26日開会の第2回定例会では、議案54件(新年度予算10件、一般会計補正予算4件、特別会計補正予算6件、条例の制定・改廃22件、その他9件、人事案件3件)、意見書3件について審議しました。

【全員賛成で可決した案件】

【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
新年度予算	議第6号	令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算	可決	墓地公園管理費等 予算額 2,468万3千円
	議第7号	令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算	可決	基幹水利施設、石部頭首工維持管理費等 予算額 2,928万7千円
	議第8号	令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算	可決	地域開発事業債償還等 予算額 7億5,038万7千円
	議第9号	令和2年度野洲市水道事業会計予算	可決	収益的収入予算額 10億4,763万7千円 収益的支出予算額 9億9,853万8千円 資本的収入予算額 8億6,624万6千円 資本的支出予算額 10億7,178万2千円
	議第10号	令和2年度野洲市下水道事業会計予算	可決	収益的収入予算額 18億2,796万4千円 収益的支出予算額 17億5,861万3千円 資本的収入予算額 3億9,744万円 資本的支出予算額 10億1,932万2千円
補正予算	議第12号	令和元年度野洲市一般会計補正予算(第12号)	可決	4億6,536万5千円の減額 【歳入】法人市民税の減額及び固定資産税の増額ほか 【歳出】民間保育所に対する保育所運営委託料の決算見込みによる減額ほか
	議第14号	令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	可決	増減なし 【歳入】決算見込みによる一般被保険者保険税を減額ほか 【歳出】一般被保険者療養給付費の決算見込みによる増額ほか
	議第15号	令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	可決	1,208万3千円の増額 【歳入】後期高齢者医療保険料の決算見込みによる増額ほか 【歳出】保険料の増額ほか

【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
補正予算	議第16号	令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	可決	1億6,037万2千円の減額 【歳入】保険給付費の増減に伴う国庫補助金の減額ほか 【歳出】サービス給付見込量の減少に伴う減額ほか
	議第17号	令和元年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	可決	1,796万4千円の増額 【歳入】医療法人社団御上会清算人による清算に伴う返還分について増額 【歳出】歳入に伴う一般会計繰出金を増額
	議第18号	令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）	可決	10万円の増額 【歳入】合葬墓整備に伴い、合葬墓使用料を計上 【歳出】合葬墓使用料にかかる墓地公園整備基金積立金を計上
	議第19号	令和元年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）	可決	増減なし 【歳入】石部頭首工管理事業負担金の減額ほか 【歳出】財源更正
	議第54号	令和元年度野洲市一般会計補正予算（第14号）	可決	178万5千円の減額 【歳入】公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を減額ほか 【歳出】校内通信ネットワーク整備事業費を減額ほか
	議第55号	令和元年度野洲市一般会計補正予算（第15号）	可決	繰越明許費 11事業（余熱利用施設整備運営事業、野洲特定空家集合住宅解体工事ほか）
条例	議第20号	野洲市公文書の管理に関する条例	可決	公文書を適正に管理するために、市の責務及び基本的事項等について定め、市民に説明する市の責務が全うされるようにするための条例
	議第21号	野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	可決	地方公共団体の長や職員等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、損害賠償責任について、限定した額以上を免責するための条例
	議第22号	野洲市商工業振興基本条例	可決	商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とした条例
	議第23号	野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例	可決	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の改正に伴う所要の改正
	議第24号	野洲市印鑑条例の一部を改正する条例	可決	印鑑登録証明書の交付申請について、印鑑登録者本人が窓口において個人番号カードを提示して行うことができるため等の所要の改正
	議第25号	野洲市監査委員条例の一部を改正する条例	可決	「地方自治法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴う所要の改正
	議第26号	野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例	可決	永原御殿跡が国指定文化財史跡に指定されたことを受け、野洲市永原御殿跡調査委員会の委員定数等の改正
	議第27号	野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例	可決	会計年度任用職員に対する給付について規定が整備されたことに伴い、関連する条例について、所要の改正
	議第28号	野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例	可決	野洲病院を運営する医療法人社団御上会に対し、貸し付けた合計9億円が、同法人の解散により一定の役割を終えたことから、野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計を削除し、あわせて野洲市地域医療振興資金貸付条例を廃止
	議第31号	野洲市手数料条例の一部を改正する条例	可決	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されることに伴う所要の改正
	議第32号	野洲市墓地公園整備基金条例の一部を改正する条例	可決	さくら墓園内合葬墓の供用を開始に伴い、従来整備に限定していた基金の資金使途を管理資金としても使用できるとする所要の改正
	議第33号	野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例	可決	不登校児童生徒が社会的に自立する力をつけ、学校復帰につなげるため、家庭訪問型学習支援を実施する等の所要の改正
	議第34号	野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例	可決	見直し時期が到来したことから野洲市まちづくり基本条例推進委員会へ諮問し答申を受け、パブリックコメントの意見を基に行う所要の改正

【市提出議案】

分類	議案番号	件名	審議結果	概要
条例	議第35号	野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例	可決	子育て世帯への経済的支援及び子どもの保健の向上を図ることを目的に、医療費助成の対象者を拡大するための所要の改正
	議第36号	野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例	可決	利用定員の超過に伴い、令和元年度に増築工事を行った篠原こどもの家について、施設の追加等の所要の改正
	議第38号	野洲市みどりの基本条例の一部を改正する条例	可決	みどりの基本計画の策定にあたり、検討委員会の構成員内訳を変更するための所要の改正
	議第39号	野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例	可決	開発行為に伴い帰属を受けた公園（流公園：野洲市小南）を追加するための所要の改正
	議第40号	野洲市営住宅条例の一部を改正する条例	可決	民法改正に伴い法定利率が改正されることから、準用している住宅の明渡請求の利息の規定における所要の改正
その他	議第43号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市余熱利用施設）	可決	指定管理者 野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社
	議第44号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市農村環境改善センター）	可決	指定管理者 野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社
	議第45号	相互救済事業の委託につき議会の議決を求めることについて	可決	市営住宅、改良住宅の災害等による財産の損害に対する相互救済事業を委託する 委託先 公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構
	議第46号	滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について	可決	滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月31日をもって解散し脱退することにより同退職手当組合規約を改正
	議第47号	市道路線の認定及び廃止について	可決	認定路線 二ノ坪線ほか5路線 廃止路線 穴田12号線ほか1路線
	議第48号	新市まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について	可決	合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことを受け、新市まちづくり計画（市町村建設計画）を変更する
	議第50号	第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について	可決	就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等
人事案件	議第52号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	適任	佐藤裕子氏 （令和2年7月1日から令和5年6月30日まで）
	議第53号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	適任	大岡とし美氏 （令和2年7月1日から令和5年6月30日まで）

【賛否が分かれた案件 ○：賛成 ●：賛成しない】

※議長（岩井 智恵子 議員）は表決に加わりません。但し、可否同数の場合、議長が裁決します。

【市提出議案】

（議員名は議席番号順）

分類	議案番号	件名	審議結果	東郷宮	山崎	長谷川	橋	坂口	岩井	津村	矢野	田中	稲垣	山本	鈴木	工藤	野並	東郷正明	北村	荒川	立入
新年度予算	議第2号	令和2年度野洲市一般会計予算 予算額 227億6千万円	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●
	議第3号	令和2年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 49億778万8千円	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	○	○	○
	議第4号	令和2年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 6億4,863万6千円	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	○	○	○
	議第5号	令和2年度野洲市介護保険事業特別会計予算 予算額 42億6,310万8千円	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	○	○	○
	議第11号	令和2年度野洲市病院事業会計予算 収益的収入予算額 30億5千万円 収益的支出予算額 30億5千万円 資本的収入予算額 2億7,793万7千円 資本的支出予算額 2億7,793万7千円	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●

【市提出議案】

分類	議案 番号	件 名 要	審議 結果	東郷 亮	山崎 隆	長谷川 橋	坂口 岩井	津村 矢野	田中 稲垣	山本 鈴木	工藤 野並	東郷 正明	北村	荒川	立入						
補正 予算	議第13号	令和元年度野洲市一般会計補正予算(第13号) 146万円の増額 【歳入】地域医療振興資金貸付事業特別会計からの繰入金を増額ほか 【歳出】損害賠償請求事件に係る訴訟事務委託料の計上	可決	○	○	●	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	●	●	●
条 例	議第29号	野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和2年度から国民健康保険税率を改定しようとするに伴う所要の改正	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	○	○	○
	議第30	野洲市使用料条例の一部を改正する条例 野洲市余熱利用施設整備に伴い野洲市総合体育館トレーニング室の運営を見直すことによる所要の改正	可決	○	○	●	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	●	●	●
	議第37号	野洲市余熱利用施設条例の一部を改正する条例 野洲市余熱利用施設の所管を教育委員会とし、また利用料金の上限を定めるための所要の改正	可決	○	○	●	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	●	●	●
	議第41号	野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 病院事業管理者について、令和元年度中は市長が権限を有するものとしていたが、令和2年度以降も権限を有するものとするため等の所要の改正	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●
その他	議第42号	訴えの提起について 損害賠償を求める訴訟を提起する 被告 医療法人社団御上会 清算人ほか1名	可決	○	○	●	○	○	—	○	○	○	/	○	○	●	●	●	●	●	●
	議第49号	事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業) 野洲市余熱利用施設整備運営事業において、建設物価変動にかかる増額等の契約金額を変更	可決	○	○	○	○	○	—	○	○	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●
人事 案件	議第51号	野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて 橋 俊明氏(議会選出：令和2年2月26日から令和3年10月31日まで)	同意	○	○	○	—	○	—	○	○	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●

橋議員は、地方自治法の規定により、議第51号の表決に加わりません。
 稲垣議員は、野洲市議会会議規則第2条の規定(会議の欠席)に基づき欠席されました。

【議員提出議案】

(議員名は議席番号順)

分類	議案 番号	件 名	審議 結果	東郷 亮	山崎 隆	長谷川 橋	坂口 岩井	津村 矢野	田中 稲垣	山本 鈴木	工藤 野並	東郷 正明	北村	荒川	立入						
意見書	1	自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書(案)	可決	○	○	○	○	—	●	●	○	/	○	○	○	○	●	●	●		
	2	カジノ汚職の徹底解明、カジノ解禁の廃止を求める意見書(案)	否決	●	●	●	●	●	—	●	●	○	/	○	○	○	○	○	●	●	●
	3	「全世代型社会保障検討会議」の中間報告を見直し、社会保障制度の抜本的な拡充を求める意見書(案)	否決	●	●	●	●	●	—	●	●	○	/	●	●	○	○	○	●	●	●

稲垣議員は、野洲市議会会議規則第2条の規定(会議の欠席)に基づき欠席されました。

監査委員が選任されました

令和元年12月3日から欠員であった野洲市監査委員(議会選出)は、橋俊明議員が選任されました。
 任期は、令和2年2月26日から令和3年10月31日までです。



代 表 質 問

代表質問の掲載内容は、主な質問、答弁の概要のみです。

詳細は、市議会のホームページの会議録またはインターネット録画中継をご覧ください。
また、会議録は市役所情報公開コーナー、図書館、各コミセン等で閲覧できます。



代表質問
映像配信は
こちらから



日本共産党野洲市議会議員団

く どう よし あき
工 藤 義 明

◎新型コロナウイルス感染症対策について

問 対策本部が2回に亘り開かれた内容は、最大限の緊急課題にも関わらず、具体的内容が記載されていない。危機管理課では感染症対策についてどのような方針があったのか。

答 感染状況が日々変化していく中、感染症対策本部会議で今後の対応協議を行っている。市民への注意喚起等の更なる徹底を図るとともに、イベント等の自粛要請を決定した。

問 災害時対応用に備品の備蓄があるが、マスクが入手できないことで、備蓄数全てでなく、依頼があれば分けてもらえるのか。

答 マスクの備蓄は約8万5千枚。緊急時に備えてのものであり、現在のところ、配布する予定は無い。状況を見て検討は必要との認識はある。

問 中主地区でスクールバス2台を是非運行続けることで、子供さんも、保護者の方も助かるので出して頂きたい。

答 バスについてのご要望は分かる。動かしたいと思っているが、いろいろな調整・対応があって、できるだけ可能な範囲でと思っている。

問 他の自治体で感染症の影響を受け、産業界や企業に深刻な影響が出ている。市内でもお客が減少したとの声が出ており、本市でも支援策を検討すべきである。

答 独自施策としてセーフティーネット補償の利子補給制度を設けている。資金繰り制度が重要で、市民からの問い合わせもあり、銀行の方もきておられる。

◎特別地方債について

問 政府は防災分野で、河川氾濫防止のため、川底の土砂を取り除く事業を特別地方債対象と、新しく創設、900億円予算化された。本市として氾濫防止に是非利用すべきである。

答 本市においても、河川氾濫防止対策に有効であると考えている。担当課で調整を図りながら、利用化する方向で考えたい。

◎年金制度について

問 マクロ経済スライドにより年金のみで生活されている方は、下がり続ける年金で生活が圧迫され、悲鳴が上がっている。自治体からも、制度を廃止して、減らない年金の実現を政府に要請すべきである。

答 マクロ経済スライドはやむを得ないと考えている。市として政府に提案するというものでなく、市長会等を通じて提案の中に盛り込むことはある。

◎憲法9条改憲について

問 9条改憲は国民の大多数が望まず、ましてや、憲法を守るべき総理大臣が改憲提案すること自体、憲法違反であり、戦争ができる国づくりを許すことはできません。平和な日本を引継ぐ責任が私たちにあります。憲法9条改憲に反対することを宣言すべきと考える。

答 憲法改正について市から行動を起こす、発言すべきということだが、いつも申し上げているように、市町は自治体であり、政党でも運動体でもないの、それはいたしかねる。

◎野洲市民病院について

問 現在85億円を超えない範囲で、病院機能は低下させず次の入札に向け設計見直しが進められているが、改めて市長の思いと決意を伺う。

答 医大と連携しながら、医師の確保、恒常的に看護師、専門職も確保する形で、現病院とあわせて医療の確保を進めていく。

代表質問



代表質問
映像配信は
こちらから



保守協商

た な か よ う す け
田 中 陽 介

◎施政方針、教育方針について

・施政方針について

問 市民と行政共につくるまちということだが、こうした会議、議論に参加するメンバーが固定化されてきているのではないか。また、女性や若い世代の参加への配慮はしているのか。

答 市民の方への声掛けも含め、排除のつもりはなく、むしろ多様な方に参加していただきたいというつもりで最大限の努力をしている。

問 会議の中の環境というのも進化させていかないといけない。目的に合致した議論が行われているかも含め、改善の意識づけをしているか。

答 明確に課題が共有化されているかどうか。説明するだけではだめで、問いかけや、メリットとデメリットなど選択肢を示して会議を活発化するというのは大事だと思っている。

・教育方針について

問 ^{こうじまち} 麹町中学校のように、教育において、トライ&エラーを繰り返せるような環境が大事であるが、学校単位での独自の取り組みというのはどのぐらいまで認められるのか。

答 文部科学省が示している学習指導要領に沿っていれば、学校が色々工夫し取り組むことは可能なので、本市でもいろんなことにどんどんチャレンジをして頂きたい。麹町中学校も学習指導要領を逸脱したことをやっているのではなく、その範囲内なので、本市でもできないことはないと考えている。いろんなやり方があると思うので、各学校の特性に合わせて、どんどんやって頂けたらと考えている。

◎野洲市の人財について

問 野洲市において、意欲のある団体や企業、市民から協働や協力したいというプロジェクトの提案や相談の受付窓口が明確ではないと思うが、方針はどうか。

答 市民活動、あるいは市民との連携した協働の取り組みの窓口があるかどうかだが、まずは市民活動支援センターがあるが、窓口が1つあればいいというものではなく、様々な事業や業務の中で市民の取り組みと接点があれば、そこからも取り組みが実現できるのが一番理想的。

問 コンサルに対する話を聞いたり、調べたりすると、コンサルからはそれなりのものは出てくるとは思うが、市では少々不格好でもやはり現場を重視してやるのが良いと思うがどうか。

答 コピーペーストのようなコンサルタントは一切使わない。ただ、やはり一定の形を整える、シミュレーションをする、あるいは物理的な作業など、やはりアウトソーシングせざるを得ないので、必要最小限使っているわけで、一般的に思われているほど、何でもコンサルに丸投げはしていない。また市職員が持っているネットワークや市民が持っておられるネットワークをベースにしながら計画づくりに取り組んでおり、さらには日本でそれなりのノウハウと情報を持っておられる専門家に依頼して、委員になってもらってやっている。

◎議会事務局の位置づけについて

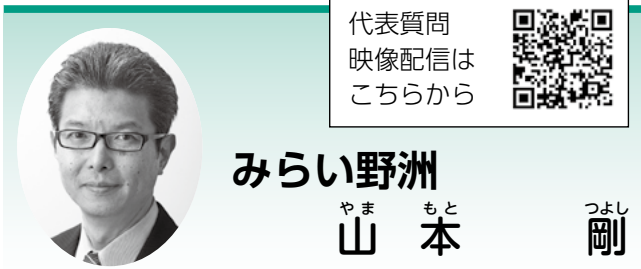
問 議会事務局の人事に対して議長の意向は確認しているのか。

答 議会事務局専用で職員採用していないので、市の人事の構成、異動の中でやっている。それなりの情報交換、確認をした上でやっていて、いきなり誰をどこへということはない。

問 任命権者は議長だが評価や人事はどのような位置づけか。

答 まず一元的な評価は議会の中で議長がトップで評価ということ。ただ、市の採用した職員としての責任の評価は市の人事システムでやっている。そのなかで情報を交換し、反映することはできる。

代表質問



◎共生社会の実現に向けて

問 施政方針の「人とひとが支え合う安心なまち」では、2021年度を初年度とする第3期野洲市地域福祉計画を策定すると共に、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、障がい者基本計画を策定すると述べられている。障がい児・者が地域社会で暮らすことが当たり前のこととして実現したのは、今までに多くの人たちの取り組みがあったからである。

しかし、それを真っ向から否定する事件が2016年に起こった。相模原障害者施設殺傷事件である。これは、2016年7月26日未明に、神奈川県相模原市の知的障害者施設津久井やまゆり園で発生した大量殺人事件である。元施設職員の男が施設に侵入し、刃物で入所者19人を刺殺して、入居者、職員26人に重軽傷を負わせた悲惨な事件であった。この事件をどう受け止めているか。

答 今後、このような悲惨な事件を発生させないためには、障がいを持っている方々への偏見をなくすと共に、障がい者への理解をさらに進めていくことが大事であると共に、生命及び人権の尊重を深めるための一層の取り組みが不可欠だと考える。

問 障害者差別解消法のより積極的な周知について。

答 制度の周知も必要だが、まずは市役所のさまざまなサービスの中で、そこをきめ細かく差別がないような形にする。

問 第3期野洲市地域福祉計画及び障がい者基本計画の策定で、特にここに力を入れたいというふうを考えているような分野等があるか。

答 地域のことと最先端の専門的な要素も組み合わせた計画に仕上げていきたいと考えている。

◎教育方針について

問 不登校児童生徒への支援として行われる家庭訪問型学習支援体制を築いての具体的な内容について。

答 家庭訪問型学習支援事業は、学校には登校できず、また、市の行っている適応指導教室にも来られない深刻な不登校小中学生の学校復帰・社会的自立につながるため、ベテラン指導員が家庭に出向いて支援を行うことを計画している。

具体的には、教員免許をもつ訪問教育指導員がペアで児童生徒宅を訪問し、学校復帰・社会的自立に向けてのきっかけづくりをまず目的にして、学習や生活改善、あるいは教育相談等、さまざまな支援を行っていく予定で、保護者も含んでいる。

支援の時間と回数は、1人1回、おおむね3時間以内と考えており、週1回の訪問を原則として、それを学校の出席日数にカウントしたいと考えている。

問 道徳教育と人権教育のちがいは。また仲間づくりは教職員の仲間づくりも含めてか。

答 畏怖の念とか、国を愛する心、この2つは道徳教育特有のもの。道徳教育の中心は心の持ちようというふうに捉えている。

一方、人権教育は、差別やいじめとかに対して、今ある社会の仕組みをつくり変えていくことが人権教育のねらいと考えている。

チームとしての学校が子どもたちを指導していくという大枠の仲間づくりは大事だと捉えている。

問 児童生徒のいじめや不登校、教職員の不祥事や体罰問題などについて、初期対応や組織対応について、マニュアルがあると思うが、改訂はなされるのか。

答 野洲市いじめ防止基本方針を11月に改定。不登校や問題行動は、県の学校教育の指針で、初期対応とか組織対応について確認し都度対応。教職員の不祥事とか体罰防止は、県の体罰防止対策マニュアルに基づいて毎年研修を行っている。

代表質問



代表質問
映像配信は
こちらから



公明党

矢野隆行

◎令和元年度補正予算案 令和2年度予算案 施政方針について

問 野洲市のSDG s についての取り組みは。

(SDG s とは：持続可能な開発目標の略称であり2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標。)

答 市が取り組んでおります基本的な考え方、伸びようとする市民や企業への成長の支援、そして困難な状況にある市民、企業への自立支援、そして秩序と安全を守るまちづくりという基本に立って、市の総合計画あるいは環境、福祉の諸計画に基づいてさまざまな事業、サービス提供を行っている。

問 防災・減災について本市の取り組みは、2020年度は防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策が最終年度を迎えますが、防災・減災対策は3年間で終わるものではありません。このインフラの老朽化対策を含めまして、2021年度以降の拡充と継続が必要と考えるが見解は。

答 本市では昨年12月に、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復するということを目的として、国土強靱化地域計画を既に策定して、これによって国からの財政支援を含めながら、一層の地域の強靱化に取り組んでいく。

問 脱炭素化に向けた取り組みは。

答 第2次野洲市環境基本計画に掲げて循環型社会・低炭素社会づくりに沿い、メガソーラーを市の市有地に設置し、民間でもおおきな規模で今取り組んでいる。

また公共施設、街路灯のLED化、来年度も一段の取り組みを進める。

問 農水産業活性化について伺う。

答 ご指摘の中小規模の農業者、これまでの国の農政では、大規模化一辺倒であった。

ようやく中小規模の農業者への施策が出てきた。兼業も含めて、中小規模は大事であり、さまざまな社会状況、経済状況の変化に的確に対応できるよう重要な分野であり、国の施策も活用し市の農業基本計画の中で取り組みを一層支援していく。

「人・農地プラン」の実質化に向けては、国の制度の見直しが行われているので、アンケートを実施し、新しい方向付けをしていく。

問 3期12年の山仲市長の実績と、また反省点、さらには4期目への挑戦と意気込みを伺う。

答 妓王井川あるいは河川の治水、日野川もまだまだ課題が残っている。

先般も中主中学校のまちづくりの提案のなかで、代表が来て、「公園の希望が多くあり」広々した公園を財源の見通しがつき、野洲市都市公園があるという公園整備等、市民病院の健全経営と駅前に一定のところまで見届けたいと考える。

掲げていた「楽しさ、まちのにぎわい」を取り組んでいないということもあるので、景観、文化、そして福祉、教育の一層の充実を目指して挑戦をしたいと思う。

◎教育方針について

問 子どもたちの成長に欠かせない受け皿になる地域連携の取り組みについて。

答 具体的には、はつらつ野洲っ子育成フォーラムや愛の声かけ運動などの取り組みや、定期的な学校・幼稚園・保育園との合同の会議、あるいは合同研修会など、青少年の健全育成に関わるさまざまな取り組みを進めている。

問 学校・園の重大ないじめ対策について

答 学校ごとの具体例を挙げ研修も全校で実施をした。夏季休業中には、教職員の初期対応や組織対応についての研修も行っている。11月に、野洲市いじめ防止基本方針を改定し、児童生徒が3日連続欠席したら家庭訪問、5日の欠席で、その分析や対策を話し合うケース検討会議を行うこととし、欠席理由にいじめが隠されていないか検討し、初期対応の遅れることのないように取り組む。

問 不登校問題について現状と今後の取り組み。

答 不登校は依然多い現状にあり、その理由はさまざまだが、不登校児童生徒の別室対応とか、あるいは放課後対応、家庭訪問等を行い、学校では支援を続けてきた。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門職の方にも関わってもらい、関係機関とも連携しながら支援に取り組んできて、今後もそうした連携を強化すると共に、新たな不登校生を増やさないように、初期対応の段階から力を入れていく。

代表質問



代表質問
映像配信は
こちらから



新誠会

とう 郷 かつ み
東 郷 克 己

教育、医療、まちづくりは将来を左右する骨格。大きく3点を伺う。

◎教育について

問 「自ら考える」重要性 自分で考える事が大切だが、現代は没思考になりがち。考える力を付ける工夫、さらに伝える力、理解力をつける工夫について問う。

答 一人で考え、次に二人、さらに班で話し合う時間を持っている。段階的に話し合うことで考える環境を作り、考える楽しさや考え理解する力を得られている。

問 深く考えるためには「考えよう」では不十分。肯定的に「なぜそう考えたか」と考えを掘り下げる問いかけが重要。見解は。

答 子供達の意見をどう生かし、発展させるかが大切で、思考を深める言葉が重要と認識、意識している。

問 家庭訪問型支援 不登校は大人の引きこもりにもつながる重要課題で訪問にあたっては十分な配慮が必要。留意すべき点を問う。

答 対象となる家庭のご事情をチームで把握、支援策を共有し訪問に臨む。子供、保護者に寄添う事をまず心がけ、課題が見えれば各関係機関につなぎ、一緒に対応する。

問 会えない状態の想定、訪問し続ける重要性認識は。

答 手紙など粘り強い対応を続ける。「その継続に支えられた」との克服した方の話もあり、最重要点と認識。

その他 教職員研修について等全5項目を質問

◎医療について

医療機関は地域の生命線。維持は市の役割。以下伺う。

問 病院・医療の目的 患者の幸福QOL向上が最優先目標。患者最優先の病院に向け何が必要と認識しているか。

答 患者の人格尊重、安全上質な医療提供が基本。職員の心技両面の向上、環境整備等総合的に取り組む。

問 言語化可視化 病院が何をを目指すのか、職員や患者、市民への確かな伝達が重要。認識と取組を問う。

答 理念方針の理解は基本と認識。院内への掲示、HPの活用など積極的に取り組んでいる。

問 過去弱かった点が見えてきた。患者最優先を実践すれば信頼結果は付いてくる。そのためにも意識改革が何より重要で現在の取組みをさらに強く進めるべき。

答 ご指摘の志を共有し、医師看護師、事務部一丸で取組み、患者や市民から信頼される病院を目指す。

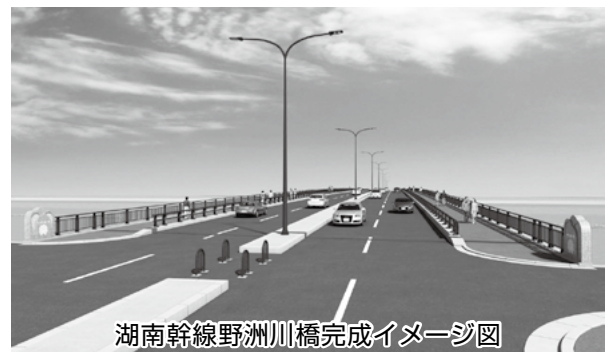
その他 日常の健康管理、病院広報の全4項目質問

◎まちづくりについて

人口は増え活力を維持するが高齢化率は合併時16.25%からH30年は25.54%と高齢化が進む。住みたい、住み続けたいまちづくりへのビジョンを問う。

問 今後の方針 国8バイパスと湖南幹線と幹線道建設が進む。市街化区域拡大等まちづくりの方針を問う。

答 街は安心と成長と幸せの実現を支える仕組み。ハードに目が行くが、「人」が合わさって3つが実現できる。ネックの道路、土地利用計画を引き続き改善する。



湖南幹線野洲川橋完成イメージ図

問 「C地区」について 幹線道沿いながら開発頓挫、今般一部が開発されるC地区の問題点、見通しを問う。

答 地権者同意など慎重に進めたが、不可解な現状。部分的な建設が入り、展望は相当厳しい。

問 総合的な優先事項 教育、医療、まちづくりを問うたが、それぞれ意欲的と評価している。今後の野洲市を展望した方針及び広報戦略について伺う。

答 子育て等プラスの支援、困難な時も安心できる支援両面をきめ細かく実施している。広報については、先の病院も含め、関わる人の口コミこそ最大の広報と考えている。利用者患者の評価はもちろん、職員自身が職場に自信を持つ、これこそ最良と考えている。

その他 緊急体制について質問

代表質問



代表質問
映像配信は
こちらから



自民創政会

きた むら い す ず
北 村 五十鈴

◎令和の時代子どもたちに必要な教育について

問 野洲市の不登校児の推移数を問う。

答 小学校は1.26%、中学校は4.06%、全国と比べるとどちらも高い状況。

問 不登校児の学校に行けない理由は。

答 友達関係、学習への不安、集団でのいづらさ、親子の関係性、家庭に係る原因等、幾つか重なる。

問 学校に行けない理由の問題点、課題等を問う。

答 学業不振、勉強がわからない、もう一つの問題は家庭環境の不安定さもある。

問 居場所としての、フリースクールの見解を問う。

答 ドリームという適応指導教室がある。

問 今の時代に求められる教育とは。

答 学校やこれまでの常識に縛られずに、自ら自分の将来を切り開いていく力を育てることが大事である。

問 読書時間が学力低下と連動している根拠を問う。

答 試験では、読み解く力が点数に大きく作用していると考える。

問 学校の図書室を利活用して不登校児の居場所のひとつにはならないか。

答 図書室の機能は大きい、いろいろレイアウトをしてそういう場にできたらと思う。

問 各学校の図書室は絶対的に本不足ではないか、新古本も活用してはどうか。

答 公的予算では新刊を買うシステムしかない。別枠の予算対応なら可能だと思う。

問 教室よりゆったりできる、リビングのような図書室の内装、改革をDIYで提案したいが。

答 提案も含めて、できるものはどんどんやっていきたいと思うので歓迎したい。

◎施政方針から、総合計画について

問 今後必ず訪れる野洲市の最大の課題は人口減少、そのための施策を問う。

答 安心して子どもを産み育てられる環境作りである。

問 ママたちから、小さな子どもたちの遊び場の要望があるが、市が解体予定のふれあいセンターや総合体育館のプール、どちらも立派な建物。本来の目的では使えないが遊び場に利活用できないか。

答 不可能である。市民交流センターや駅前の商業交流施設に、そういう機能を設定している。

問 地域の商工業が発展し、活力が生まれるまちとは。

答 観光について、野洲の場合魅力ある場所はあるが、観光というところまでは、いわゆる磨けていない。

問 以前から、観光案内所の設置の要望が出ていたと思うが。

答 今後駅前の交流施設内に考えている。

問 庭園都市空間の形成とは、目的の詳細、庭園という造形美の定義、方向性を問う。

答 いろんな経緯はあるが、計画に記載されている文言以上でも以下でもない。

問 温暖化対策への取り組みは。

答 25年間で、553件、2,047キロワット、年間で910トンのCO₂削減の実績がある。

問 自主財源確保に、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の導入、検討等必要ではないか。

答 どちらも考えていない。

問 今後の市政一般についてビジョンを問う。

答 市民が発信しないとだめ。ご用聞きでは、これは政治じゃない。まちというのは、市民の安心、成長、幸せ実現のための仕組みであり、これまでどおり透明、公平、公正、隠さない、ごまかさない、うそをつかないということで力強いまちづくりを皆さんと共に進めていきたいというビジョンを持っている。

一般質問

一般質問の掲載内容は、主な質問、答弁の概要のみです。

詳細は、市議会のホームページの会議録またはインターネット録画中継をご覧ください。
また、会議録は市役所情報公開コーナー、図書館、各コミセン等で閲覧できます。



一般質問
映像配信は
こちらから



とう 郷 まさ あき
東 郷 正 明

◎信号機の廃止・撤去について

問 全国的に、信号無視をさせない環境整備のための総合対策として、交通量が減少するなど、信号機設置の指針が示す基準が該当しなくなったことと、設置から年数経過により更新時期にきており多額の財政が必要として廃止・撤去している。市は県警・公安委員会等から信号機撤去計画の説明をいつ受けたのか。本市ではこれまでに撤去されたのは、何力所あるのか。又、今後撤去される計画は何力所なのか。

答 平成30年4月17日付での守山警察署長及び滋賀県警本部交通部規制課長名の文書、それと説明にて協力依頼を受けている。信号機の撤去箇所数は平成30年度に撤去したところは1力所、令和元年度八夫東の信号を含めて5力所である。令和2年度には3力所を予定している。

問 2018年度から、新たな信号機の設置がされない

ようになっている。公安委員会に対して信号撤去計画を見直すよう求めるべきではないか。

答 県の方針としては、信号機が老朽化しているとかで有るとか一灯式の信号機は、わかりにくいということなどで事故が起きている。こうした状況をふまえ撤去の方針が出されている。危険なところには付けていくという事なので、市も協力していく考えなので撤回を求めることは考えていない。

問 2月7日に吉川の交差点で交通事故が発生したがこの交差点は、昨年12月に信号機が撤去され地域の方からは、不安の声が挙がっていた。今回事故が起こった事をうけてさらに対策が必要と思うが、検討されているのか。

答 この事故を受けて、守山警察と再発防止策の協議を行っている。

問 湖南幹線の2023年度までの4車線供用に向けて、工事が進められているが比江を横断する交差点の信号機の設置はいつ頃になるのか。又比江から比留田の間には信号機は何力所設置されるのか。

答 公安委員会に強く要望している。供用開始までには設置されるよう県と連携を密にしながら、引き続き公安委員会と協議していきたい。信号機設置箇所については、現在5力所を要望している。

その他 就学援助の入学準備金基準について



一般質問
映像配信は
こちらから



きた むら いすず
北 村 五十鈴

◎C地区の現状と課題について

問 市長は官民境界が整わなかった理由に、妨害者がいたと発言したが、誰が妨害したのか。

答 ある種の妨害行為があったと答えた。

問 都市計画審議会で大型商業施設の開発手法が土地リースでいくと決まっていたのか。

答 都市計画審議会で認められており、瑕疵は一切ないことを断言する。

問 議事録を読むと、市街化に編入のため用途は近隣商業地域、地区計画は一括大型商業施設までだった。

反問 (市長) 地権者の中で、官民境界に応じなかった人と北村議員は面識があるのか。

答 (北村) ない。

(市長) 虚偽の答弁をしている。市の責任はない。

答 (北村) 責任はある。手法も決めず、市街化編入を急ぎ過ぎた。それに都市計画審議会委員の中に議員で地権者がいたが、退席せず市には問題があった。

◎地域医療と健全経営について

問 野洲市民病院の半年間の病床稼働率を問う。

答 平均稼働率は62.4%。

問 現在の常勤、非常勤医師の数を問う。

答 常勤医師は17名、非常勤医師は65名。

問 これまで説明してきた収支計画の信憑性を問う。

答 総務省の様式で作っている総務省に聞いてほしい。

問 総務省の責任にするのは市長問題発言。市民に対して市の事業として市が責任をもって収支計画を作るべき。

不落札による現設計案は、当初の市民との約束とは違う、これでは立地が駅前である意味が無くなった。

答 病院があって、はじめて機能するという前提。

その他 親の離婚から関連する子どもの貧困について

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



津村 俊二

◎地域住民の生命を守る災害発生時の情報共有について

問 近年、大規模震災、大規模水害または大規模爆風害と想像を超える災害が頻発しており、これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し的確な判断のもとで適切に対応することが重要である。今日、ICTの進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためのICTの利用活用を積極的に進めるべきだと考える。基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有について伺う。

答 防災システム等で入力された情報を災害対応に共有できるシステムということで、災害発生時の自治体、県や市町が利用できるようになっている。現在試験的に都道府県が導入している防災システムに接

続し、これが行われているのみで、本格的な接続については来年度以降、各都道府県が検討していく状況である。

◎中高年層のひきこもり支援について

問 40歳から64歳のひきこもりが、社会の課題であることが明らかで、長期化の実態も浮かび上がっている8050問題というワードに象徴されるように、80代の高齢の親が50代の無職やひきこもり状態の子どもと同居し、経済的困窮や社会的孤立に追い込まれている実情もあり、生活困窮支援に関わらずこの相談できないひきこもりの当事者への対応についての見解を伺う。

答 自ら「助けて」と言わない人、もしくは言えない人の支援、またひきこもりの原因が不明確なことから当事者の対応は大変難しい。野洲市では、やはり民生委員の見守りであるとか、また暮らし支え合い条例を制定して、その中の見守りであるとかというところで生活困窮者の見守り、これは社会的ひきこもりも含まれており、お知らせとか民生委員さんとかのご相談で対応している。まずそういう相談があればまず訪問させていただくという訪問が基本でアプローチをして、支援をするという体制をとっている。



一般質問
映像配信は
こちらから



はせがわ たかお
長谷川 崇朗

◎新型コロナウイルスへの対応について

問 野洲市における対応、対策を問う。

答 県の指示のもと行っていくことになっている。野洲市でも対策本部で対応を協議している。新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠して対応している。

問 文化ホール等の対応、キャンセル料の対応を問う。

答 市主催のイベント等については中止または延期することとし、市以外は、当該主催者に対し自粛を要請する。各種教室、トレーニングルーム等の料金は関係会議を開き方針を定めて対応する。

(直ちに会議が開かれ一定とらない対応となった。)

問 野洲市立病院としての受け入れ体制について問う。

答 対象者が保健所設置の相談センターに相談後、保健所の依頼で外来診療を受け入れる体制を整えている。現状、入院は県が主導的に役割を担う医療行政の

中で役割分担があり、済生会での受け入れとなっている。

◎市立病院の連帯保証人を求めるケースについて

問 手術の際、連帯保証人を求めているのか問う。

答 医療費が発生するため、連帯保証人を設定しているが、手術をしないということはない。協議調整する。(市長) 現状は市立化前の病院の仕組みをつないでいる。一緒にまた考えていただければいいと思う。

◎こども園の使用後おむつの持ち帰りについて

問 保護者が便を見て健康状態などを把握するための持ち帰りだが、替えた者が見て連絡できる。保護者の仕事等負担が大きく入園できている。この負担を少しでも軽減するために園での処理を検討できないか。

答 保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識で持ち帰りとなっている。

(市長) 当事者の意見も聞き検討の余地はあるかと思う。

その他 中学高校受験日の出欠の取り扱いについて
ごみの回収について

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



はし 俊 明

◎総合型地域スポーツクラブについて

問 総合型地域スポーツクラブの目的である健康によるスポーツ振興、コミュニケーションの場として地域活性化の核とする現時点での野洲市の達成度を尋ねる。

答 加入者数、会員数を令和2年の目標として1,500人としており、現会員数は1,522人と目標を達成している。

問 本市の総合型地域スポーツクラブの課題とその対応策を尋ねる。

答 今課題は指導者やボランティアスタッフの確保が上げられる。対応策は、さまざまな団体との連携の中でボランティアスタッフなどの募集の発信を行っている。

◎学校におけるクラブ活動、部活動について

問 部活動の顧問になることが教師の負担となっているのか。

答 週2日の休養日の設定、練習時間は平日が2時間、休日は3時間程度の活動、また朝練習は基本的に行わないという方針を打ち出し、教員の負担軽減に努めている。

問 部活動の顧問のなり手が少なくなっているのか。

答 教職員は校務分掌で分担を決めており、中学校の全ての教員がどれかのクラブにつくことにしており、なり手が少ないという状況ではない。

問 これからの中学校の部活動のあり方について、総合型地域スポーツクラブや単一競技クラブ等の協力の実態と今後の方針について伺う。

答 中学校での部活動と単一競技クラブとは、活動の目的も目指す子どもたちの狙いも、大分違う部分がある。子供たちにとって活動する場を多様に作れればと思っている。



一般質問
映像配信は
こちらから



の 並 享 子

◎社会的引きこもりの対策を

問 野洲市での引きこもりの方、39名の相談にのっているといふことだが実態は。

答 10代が6人、20代が11人、30代が8人、40代が9人、50代が4人、60代が1人。そのうち男性が33人。引きこもりの期間は把握してない。

問 引きこもりに対する支援体制は。

答 当事者世帯が地域から孤立しないように、家族にアプローチをして関わりを持ち、当事者の持つ課題やニーズを把握分析し、社会参加の支援につながるよう、市や地域の関係機関が情報共有等の連携をしている。

また、長期化の問題に対応するために、不登校、引きこもり生徒移行支援会議を設置し、不登校生徒の将来の引きこもりの防止のための義務教育終了後の

移行支援のあり方を検討している。

◎子育て支援を

問 明石市では子育て支援ということで、中学校卒業まで医療費の無料化、中学校給食の無償化など様々なことをして、人口増、税収増、住宅建設増の好循環になっている。湖南地域横並びの施策でなく、中学校給食の無償化に挑戦すべきでは。

答 県内では長浜市で小学校、豊郷町で小中学の給食補助が行われている。本市は学校給食法に基づき行っており、子育て支援のためではない。

◎買い物困難者に対する対策を

問 祇王学区には、生鮮食料品を販売しているところがなく、自転車や徒歩の市民は困っておられる。JA おうみ富士祇王支店の移転に合わせ、直売所の建設を協議していただきたい。

答 JAおうみ富士は「支店と直売所は切り離して考えている」ということなので、農協の組合の決定に対して、私から祇王支店のところに直売所の建設を求めて、協議に向かうということはない。

一般質問



一般質問
映像配信は
こちらから



やま ざき あつ し
山 崎 敦 志

◎新型コロナウイルス感染防止対策について

2月19日野洲市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、注意喚起を発信されました。執行部関係者の迅速な対応に感謝する。「新型インフルエンザ対策ガイドライン」地域封じ込めに従い、地域対策、学校関係、職場対策が取られている。在住者の就労策・学生及び市内事業所在勤者の多くの方が電車通勤されているため、いつ市民が感染するか分からない状況である。

問 各企業は「衛生管理基準」を基に自主管理されているが、感染拡大防止要請はどのような形で実施されたかを問う。

答 市内商工業者には、電話やファックスを用いまし

て、この対策本部で決定した事項を商工会、工業会を通じて協力要請を行っている。

問 感染拡大ピークが1, 2週間と予測されている。県中小企業支援課より聞き取り調査が行われている、政府セーフティネット支援、市の現支援策は代表質問である程度回答頂いているが、今後長期化する恐れもあり必要があれば追加対策を講じるのか。また、野洲市商工業振興基本条例が活かせるのかを問う。

答 政府セーフティネット5号追加業種が出た。

災害や今回のような感染症への対応として、商工会と市が共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するため、事業継続力強化支援計画を策定し、現在、それを県に申請中である。

商工業振興基本条例については、市の役割、責務に事業者の経営安定操業があり、金融機関の役割に資金需要対応、今後の背景に生かせる。

また、3年半前の台風被害時にビニールハウス、農業施設が被害を受けた時、農業振興計画で補修費を市独自支援と同様に取り組んで行く。



一般質問
映像配信は
こちらから



さか ぐち しげ よし
坂 口 重 良

◎野洲市の空家等「特定空家対策について」

問 今、全国から注目になっている「特定空家対策」について「野洲進む崩壊、危険な状態に」「空家マンション解体苦慮」「アスベスト対策急務」と昨年各新聞、テレビ各社がニュースで取り上げている。我々新誠会では会派研修の際、国土交通省に特定空家対策について状況報告・説明を行い、法整備の検討を提案した。

3階建の共同住宅(マンション)、部屋数9戸、昭和47年に建築、築後48年経過、築後30年頃から3階の手すりが外れぶら下がっている状態になり、平成30年の大阪北部地震により市道側側壁が崩落、また、同年8月台風通過後、天井落下、軒壁が落下。しかも、アスベスト調査の結果、見えているところにアスベストがあり飛散していると、非常に危険な

状態になる。そこで「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家に認定し解体工事に着手することとなった経緯、結果および工事の進捗状況、また最終的には所有者に対して行政代執行による解体の費用を請求回収となるが、解体費用の回収見通しについて質問する。

答 築後48年経過、10数年前から全室空き家となり管理もされていないことから、危険な状態となり放置すべきではないと判断。平成30年9月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家に認定し、指導、勧告命令を行い、所有者に解体を求めた。しかし、所有者が解体に応じなかったため、令和元年7月22日に「行政代執行法」による戒告通知、12月9日に代執行令書通知を行い、「行政代執行」を行う措置を取ることを決定解体工事に着手した。区分所有の分譲マンションを「空家対策の推進に関する特別措置法」に基づき、行政代執行することは、全国で初めてである。解体費用は区分所有者に請求することになるが、全額の回収は難しいかもしれない。解体費用の回収については、あれこれ議論する間にも危険な空家は存続している「解体と費用の回収」は別々の問題に分け、危険除去を優先した。今後弁護士等と相談し見通しをつけたいと考える。

委員会報告

(予算常任委員会分科会・常任委員会)

予算常任委員会分科会では、一般会計および特別会計等の令和2年度予算について、また常任委員会では、条例の制定及び改正等について慎重に審査しました。ここでは、各委員会審査で行われた質疑応答の一部について概要を掲載しています。

予算常任委員会総務分科会

◆議第2号 令和2年度野洲市一般会計予算

[庁舎維持管理費について]

問 損害保険料が計上されているが対象となる範囲は。

答 市営住宅以外の市の建物が全て入っている。市役所本館だけの更新である。

[コミュニティバス運行費について]

問 運行コースの延長について、予定時期と内容は。またダイヤ表の配布時期は。

答 温浴施設の開設日に合わせて行う。拠点を市役所から総合体育館に変更し再編成を考えている。ダイヤ表配布は6月を予定している。

[災害対策事業費について]

問 防災ハザードマップ(地震編)作成委託業務が計上されているが、地震編以外のハザードマップは何があるのか。市民への配布時期はいつか。

答 道路河川課で野洲市洪水・内水ハザードマップ作成業務が予算計上されており今回地震編も計上させていただいた。令和3年に各家庭に配付する予定である。

問 災害用備蓄マスクは、今回コロナウイルス対策として要請があれば、どの程度の放出が可能か。

答 災害用備蓄マスクは8万5千枚あるが、医療機関や幼稚園、保育園への配布方法については、現在調整中である。

◆議第11号 令和2年度野洲市病院事業特別会計予算

問 令和2年度の1日平均患者数で入院135人と外来293人を予定されているが昨年7月からの患者数を予定されたのか。

答 現状の数字ではなく業務の予定量として設定したものであり、令和元年度の数字を持ってきて示したものではない。

総務常任委員会

◆議第20号 野洲市公文書の管理に関する条例について

問 処理に係る事案が軽微なものである場合を除きという表現がされているが、この区分は。

答 日常的な業務の打ち合わせや職員同士の簡単な問い合わせ等のやりとりのようなものを想定している。

問 ガイドラインはこれからつくられていくのか。

答 (令和)2年度の早いうちに完成させたいと思っている。

◆議第21号 野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

問 地方自治法の改正に伴い、この条例で乗数が出ているが、湖南4市の場合、この乗数というのは区分は同様なか。

答 この条例を提案している市は限られており、湖南4市の中では草津市と守山市である。草津市と守山市は本市と同様に参酌基準の額で定めているように伺っている。

◆議第48号 新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について

問 現在の合併特例債の金額と、今後の使用計画、利用計画は。

答 令和元年度に4,000万円ほど充当する予定を

している。篠原こどもの家の増築工事に対して発行する予定をしており、それを除くと、令和2年度以降に発行が可能となる金額は約1億3,000万円である。これについては、今のところ、新たに整備する発達支援センターの整備事業費に充当する予定をしている。

なお

議第23号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例

議第24号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

議第25号 野洲市監査委員条例の一部を改正する条例

議第27号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議第31号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

議第34号 野洲市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

議第41号 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議第46号「滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について」

は審査を行いました。特に質疑および委員間討議はありませんでした。

予算常任委員会文教福祉分科会

- ◆議第2号 令和2年度野州市一般会計予算のうち、第3款民生費(第1項第3目を除く。)における歳出及び関係する歳入について

問 民間保育所保育費における分担金、負担金が、前年度比で約1億円の予算減となっているが、これは幼児教育の無償化の影響によるものか。また、保育園委託料が前年度比で減となっているが、その理由は。

答 分担金、負担金の予算減については、保育無償化の影響によるものである。委託料については、年度ごとの、各年齢層の構成等により変わるものであり、令和2年度の委託料については、実績を踏まえた中で、必要額を精査したものである。

- ◆第4款 衛生費(第1項第1目事業名4及び同項第4目並びに第2項及び第3項を除く。)における歳出及び関係する歳入について

問 市が定める、予防接種の接種期間や、各種検診の検診期間内に、その予防接種や検診ができなかった場合、何らかの救済措置が設けられているのか。

答 市が定める期間内に予防接種ができなかった方が、その期間経過後に予防接種を希望された場合、その時点が予防接種法で定められる期間内であれば予防接種を受けていただけるよう手続をしているが、市が期間を定めているのは、その期間内に受けていただくことにより、高い効果が見込まれるためであるので、可能な限り市が定める期間内に受けていただけるように今後も啓発を行っ

ていきたい。

- ◆第10款 教育費における歳出及び関係する歳入並びに関連する債務負担行為について

問 図書館管理運営費について、本市では、返却された図書に対する殺菌について、どのように考えているか。

答 殺菌機器の導入については、以前に検討したことがあるが、費用対効果の面からして、その導入は現実的には難しいと判断している。

- ◆議第3号 令和2年度野州市国民健康保険事業特別会計予算について

問 出産育児諸費事業費における出産育児一時金の予算について、母子手帳の交付に係る予算が、その交付の推移に応じて減らされる一方で、出産育児一時金の予算が減らされていないのは、何か理由があるのか。

答 令和2年度の出産育児一時金の予算については、令和元年度の決算見込みから判断したものである。

- ◆議第4号 令和2年度野州市後期高齢者医療特別会計予算について

- ◆議第5号 令和2年度野州市介護保険事業特別会計予算について

問 介護保険事務費の委託料について前年度比で540万円の予算増となっているが、その理由は。

答 介護保険システムの改修委託料として973万5,000円を新規で計上しているが、これらが影響しているためである。

文教福祉常任委員会

- ◆議第26号 野州市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

問 永原御殿跡保存活用計画策定委員会の委員定数を6人から8人に、2人増やすとのことであるが、その2人は、どのような方を予定しているのか。

答 文化財に関する専門職の方と、また、計画には地元の意見も反映させる必要があるため、江部の自治会長の方を予定している。

- ◆議第29号 野州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

問 基金を使って、保険料を医療分と後期高齢支援金の部分で引き下げていくというのはいいことだと思うが、介護分の部分では引き上げており、トータル的に見ると、世帯構成によっては保険料が上がっているということについては、どのように考えているか。

答 国全体の介護給付費は年々上がってきており、これに伴い各医療保険者が拠出する介護納付金も年々上がっていくという流れが続いていて、この流れは今後も変わらないと思われる。このような状況から判断すると、本来ならば介護納付金は毎年引き上げていかなければならないが、基金を活用してそれを据え置きしているのは、40歳から64歳までの方に、ほかの年代の方よりも基金をたくさん活用している。

- ◆議第30号 野州市使用料条例の一部を改正する条例について

問 総合体育館のトレーニング室は、年間どのくらいの方がご利用されているのか。

答 年間約4万人の方が利用。

- ◆議第33号 野州市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について

問 なし

- ◆議第35号 野州市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

問 一部負担金として500円は、年間いくらを見込んでいるのか。

答 770万円を見込んでいる。

- ◆議第36号 野州市こどもの家条例の一部を改正する条例について

問 なし

- ◆議第37号 野州市余熱利用施設条例の一部を改正する条例について

問 利用料金について、温水プールが1,000円、温浴施設が700円ということであるが、いずれも利用料金としては高いのでは。また、温水プールと温浴施設の両方合わせての利用なら、利用料金が1,300円になるが、両方合わせての利用は、料金面からしても利用が見込まれないのでは。

答 条例で規定する金額は、利用料金の上限額であって、実際に徴収する金額ではない。実際に徴収する金額については、「広報やす」の12月号にも掲載している。

予算常任委員会環境経済建設分科会

◆議第2号 令和2年度野洲市一般会計予算中、本分科会が担当する関係予算

[廃棄物最終処分場費について]

問 大阪湾圏域広域処理場では、石綿含有関係は一切受けつけないが、野洲市は石綿関係に関するものの処分はどうか。

答 クリーンセンターで行う破碎焼却処理が可能である。またスレート類は、蓮池の里第二処分場において処理している。

[環境基本計画普及事業費について]

問 環境基本計画推進事業補助金は、当時の計画になく、新たに環境の分野で活動される方を随時把握されて応援しているのか。

答 えこっち・やすという組織で進めている事業であり、新たに取り組もうとする方が参入する場合、そのなかの部会に入ってくださいという形で門戸を広げている。

[農業振興対策事業費について]

問 集積の促進事業では、今後いかに集約していくかが問題になるが、進めていく機会などに対する予算はあるか。

答 現在、集積率が75%を超えており、今後は

集約化が必要であると考えているので、地域で課題を上げてもらい話し合っていて、集約化を進めていく。

[公営住宅整備事業費について]

問 小篠原団地の外壁、屋根、大規模改修工事の屋根の工事内容は。また、何年築か。

答 屋根は、アスベスト材料を含んでおり、全部葺き替えを行う。平成元年築である。

◆議第6号 令和2年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

[墓地公園管理事業費について]

問 以前の議会で公園全体の整備が行き届くのが難しいという話であったが、行き届くようになるのか。

答 合葬墓も同様に、管理料を頂くので、上乘せして整備を充実させる。

他 議第7号令和2年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第8号令和2年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第9号令和2年度野洲市水道事業会計予算、議第10号令和2年度野洲市下水道事業会計予算

環境経済建設常任委員会

◆議第22号 野洲市商工業振興基本条例について

問 これから市の役割や責務で振興管理を行うとあるが、計画の中でのバランスや進め方というのはどのように考えているのか。

答 商工業振興基本条例が認められたら、令和2年度に商工業振興基本計画を策定する。その中において、委員会を設置し、議論を進めていく予定。また、本条例の目的の中に、商工業の振興を推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とすると示しており、この市民生活の部分は、消費者や就労者などの立場も含めて、この基本計画の中で進めるものである。

◆議第40号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について

問 現行の民法の第404条に定める法定金利は年5%の割合だが、民法404条ではこれから何%になるのか。

答 4月1日から3%になる。ただし条例に3%

としないのは3年ごとに見直しがあるためである。

◆議第44号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市農村環境改善センター)

問 引き渡しの日から令和24年3月31日までという指定期間があるが、この指定期間の根拠はどういう根拠か。

答 野洲クリーンセンターの稼働期間が令和24年3月末までであり、それと同じ期間ということで運営期間を設定しているので、指定管理期間も同等ということである。

他 6議案

採決 合計9議案を議題として、慎重に審査した結果、議第49号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決した。議第22号、議第32号、議第38号、議第39号、議第40号、議第44号、議第45号、議第47号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決した。

野洲市民病院整備事業特別委員会

◆議第13号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第13号)

委員間討議では、委員から『退職慰労金として労働者の生活を守るということで支出したことに対して、市民の理解は得られると思う。行政はコンプライアンスと言うが、正論だけを振り回すだけでは、いかなものか。』という意見に対し、『市民に対して、税金が無駄遣いされるという意見も出ると思うので、コンプライアンスを守る意味では、市として訴訟で決着をつけることですっきりした形がとれる。』といった意見があった。

◆議第17号 野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

◆議第28号 野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例について

質疑及び委員間討議はありませんでした。

◆議第42号 訴えの提起について

委員から、「市から職員に対して代位弁済は求めないことは理解できるが、清算人等が退職慰労金を支払った方々に対して返還を求め訴えられた場合、市はどこまで責任を持てるのか」との質疑に対し、「市が依頼した弁護士は、清算人個人に損害賠償を求めた場合、清算人等が支払いを受けた職員に返還を求める可能性があるとの見解だが、仮に、返還請求があった場合で職員が支払わない場合、これは訴訟になる可能性はある。個々の職員にマイナスの被害が及ぶことは最小限にできるとしており、仮に、職員側が敗訴した場合には、市議会の議決は必要になるが、離職防止や士気の高揚の観点から、その分を市が何らかの措置ができないか別途検討している。二重、三重のセーフティネットを張った上で、当初から取り組んでいる」との答弁があった。続いて委員会討議では、委員から「日本において法治国家の中で、清算人がやってはいけないことをやっているのを、やはり裁判の中でしっかり審判を仰ぐべきである」という意見に対し、「市の職員の方に払われていなかった一時金についての要求・要請・要望が出ていたということも考えてもらいたい。これらのことから、この訴えはするべきでない」との委員間討議があった。

以上の4議案を議題として、慎重に審査した結果、議第13号、議第17号及び議第42号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決し、また、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決した。



傍聴のごあんない

傍聴を希望される方は、原則、自由に議場または委員会室（野洲市役所本館3階）の傍聴席にお入りいただくことができます。

（社会情勢等により傍聴を中止することがありますのでご了承ください。）



研修報告

○議員人権研修

1月21日、野洲市教育委員会学校教育課職員を講師に迎え、「身近な人権から考えよう」～自尊感情を高める取り組み～をテーマに、人権研修を開催しました。

講師から、人権感覚を育むために、身近なところにあるおかしい気づくことが大切であり、どうすればいいかという行動化につなげるために、自尊感情を高めることが大切であることをお話いただきました。

また、野洲市内の学校・幼稚園・保育所での取り組みや、実話の絵本の中から、自尊感情の高まりについて考えました。



今後の議会予定

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				



表紙写真募集

⑦ a		② e A	g				n	q	
	c	③	h	④ i	⑤ k				r
		⑥		j					
⑦ b		f							
			⑧ c		l		o		
⑨									s
							⑩ p		
	d				⑪ m	B			
⑫		⑬ D							
⑭				⑮			⑯		E

A	み	B	C	D	よ	E
---	---	---	---	---	---	---